

医療安全管理指針について



1. 医療安全管理指針の目的

医療は本来患者と医療従事者との信頼関係ひいては医療に対する信頼のもとで、患者の救命や健康回復を最優先として行われるべきものである。患者の安全確保の観点から、事故の防止を図り再発防止策を推進する事は極めて重要な取り組みである。

本指針は、南多摩病院における医療安全管理に関する基本方針を定めるとともに、院内の責任体制を明確にし、医療安全管理の具体的な推進対策について定めるものとする。

2. 医療安全管理の基本方針

安全な医療を提供する為には、医療従事者一人ひとりが患者の安全を守る意識を持つ事が不可欠である。しかし、近年、医療の高度化・複雑化等を背景に、医療従事者個人の努力に依存した医療安全管理は困難になってきている。

したがって、病院としてシステム化した医療安全体制を構築することが必要である。また、医療安全は医療の質と切り離して考えることはできず、総合的質管理の一環として取り組むべきである。常日頃より質の高い安全な医療を提供する為には、病院における全ての業務は患者および医療者にとって安全なプロセスで行われるべきものであり、その計画・実施・評価・改善の一連の過程において継続的な見直しを行う事で、医療現場の状況の変化に適切かつ迅速に対応することができる。

当院では医療安全管理に資する情報を職員全体で共有し、組織における安全文化を醸成するため、発生した事故、インシデント事例情報等の分析結果や事故予防対策等を速やかに職員に周知し、医療安全管理に関する職員の教育や啓発に努めるものとする。

3. 医療安全管理における院職員の責務

(1) 病院長の責務

病院長は、当院における最高責任者として、医療安全管理に必要な組織体制を整備し、これを指揮・監督する。本指針に基づいて円滑かつ効果的に医療安全管理が遂行できるよう、医療安全管理活動の具体的目標や予算、職員の能力や適正に応じた人事・待遇、職場環境の整備等を行い、当院を一つの組織体として適正に管理する。

(2) 個々の職員の責務

全ての職員は、患者の安全を最優先し、安全に医療を提供する責務があることを十分に認識して業務にあたる。このため、職員は医療従事者としての基本的な倫理観や知識・技能の継続的な習得を行い、患者の安全確保に努める。また職員は、チーム医療の担い手としての役割と責任を果たすために、日頃から協力体制を築き、当院の医療安全活動へ積極的かつ主体的に参加する。

病院長